

石川県公報

令和2年3月31日（火曜日）

号 外

（第 23 号）

目 次

規 則	訓 令
○石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) 1	○石川県土木部所管用地事務取扱規程の一部改正 (監理課) 1
	○石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基 準の一部改正 (同) 1

規 則

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則をりり公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則

石川県体育施設管理規則（平成二十九年石川県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 いしかわ県民スポーツの日（四月第四日曜日）

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第3号

土 木 部
土木総合事務所
安原・高橋川工事事務所
港湾事務所

石川県土木部所管用地事務取扱規程（昭和52年石川県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

令達先中「ダム建設事務所」及び「金沢西部開発事務所」を削る。

第14条第1項及び第21条中「署名押印」を「記名（個人の場合は署名とする。）及び押印」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

石川県訓令第4号

土 木 部
土木総合事務所
安原・高橋川工事事務所
港湾事務所

石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和52年石川県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

令達先中「ダム建設事務所」を削る。

第27条第1項中「次条」を「第28条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から同条の規定により算定した額を控除した額とする。

第27条の次に次の1条を加える。

（配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償）

第27条の2 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなつた建物が配偶者居住権の目的となつているときについても、同様とする。

第36条第2項中「及び借家人」を「、借家人及び配偶者居住権を有する者」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。